

長岡京市自殺対策計画 概要版



計画の趣旨

日本の自殺者数は、1998年（平成10年）に初めて年間3万人を超え、以後高止まりの状態が続いていましたが、国を挙げて様々な取組を行った結果、近年は減少傾向に転じつつあります。しかし、国際的にみても日本の自殺死亡率は高く、引き続き自殺対策を一層推進することが求められています。

このような中、2016年（平成28年）4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策は「生きることの包括的支援」として実施されなければならないことが基本理念に明記されました。

長岡京市では、多様化・複雑化・複合化した市民のニーズや地域課題に対応するために、相談支援体制の整備や支えあいや助けあいの地域づくりに取り組んできました。これらの取組は、市民一人ひとりの暮らしやかけがえない命を守る「生きる支援」に寄与するものと考えられますが、さらに幅広い分野でより効果的かつ総合的な「生きる支援」を展開していくため、「長岡京市自殺対策計画」を策定しました。

計画の位置付け

自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」として、国の自殺対策の動向や本市の自殺の現状を踏まえた自殺対策を推進するために、基本的方向性と具体的な取組を定めるものです。

計画の基本理念

**市民一人ひとりがかけがえない個人として尊重されるとともに
生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができる
誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現**

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、支援と環境の整備充実を幅広くかつ適切に行うことで自殺対策を推進します。

計画の目標

自殺対策は、本来は自殺者ゼロを目指すことを基本とすべきであることから、自殺総合対策大綱の数値目標（2026年（平成38年）までに自殺死亡率を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させ、自殺死亡率を13.0以下とする）を意識しながら様々な社会的要因への働きかけを行うことを通して、自殺を考えている人を地域全体で一人でも多く救い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

計画の期間

2018年度（平成30年度）から2030年度（平成42年度）までの13年間

2018年（平成30年）3月
長岡京市



基本視点—基本理念を実現するための各施策に共通する考え方—

1. 自殺を予防するための共通認識の浸透

自殺対策を推進するうえで、まずは自殺について正しく理解することが重要です。

自殺に対する3つの基本認識
(自殺総合対策大綱より)

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死＞

＜自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題＞

＜自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い＞

2. 生きることの包括的な支援としての推進

「生きることの阻害要因」を減らす取組と「生きることの促進要因」を増やす取組の双方の取組を通じて、地域社会全体の自殺リスクを低下させる方向で生きることの包括的支援として自殺対策を推進します。

3. 様々な分野での生きる支援及び関連施策・関係機関との連携の強化

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このため、様々な分野で生きる支援にあたる各機関は緊密に連携する必要があり、それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

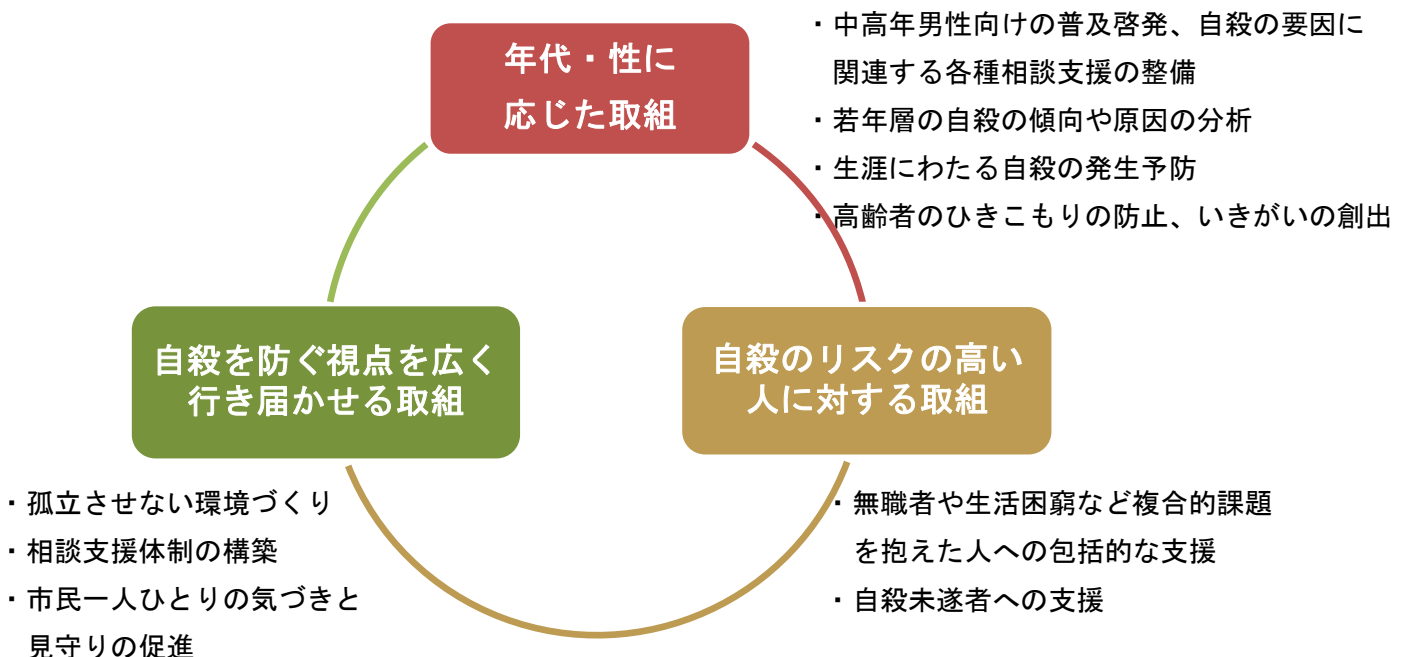
4. 段階に応じた施策の実施

「事前対応」、「事後対応」、「自殺の事前対応の更に前段階」とそれぞれの段階に応じた取組を推進します。

5. PDCAサイクルを通じた推進

自殺対策の効果と課題を検証し、取組等の改善を図ることにより自殺対策を推進します。

長岡京市における必要な取組



重点施策

1. 自殺を防ぐ視点を広く行き届かせる施策
2. 年代（子ども・若者、中高年、高齢者）に応じた取組と性に応じた取組の組み合わせによる施策
3. 家での生活を中心とした人（無職者、失業者、妊産婦、主婦・夫等）に対する施策
4. 自殺リスクの高い人に対する施策

基本目標・基本施策

1. 自殺に関する実態把握

自殺の原因・背景、自殺に至る経過を多角的に分析し、実態把握を進めます。

- (1) 社会的要因を含む様々な統計情報の分析
- (2) 自殺関連の相談に関する事例の検討

2. 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進 ★重点施策①

自分の心の不調に気づくだけでなく、周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、見守っていくことのできる人を増やします。

- (1) 自殺や心の健康などについての正しい知識の普及啓発
- (2) 児童・生徒の自殺対策に資する教育の実施

3. つながり支えあう地域づくりの推進

年齢や性、障がいの有無や生活課題の違いにかかわらず互いに役割を持ち、存在を認めあいながら日々の生活において安心感と生きがいを得ることができるよう、市民の互助・共助の再構築及び活性化を図ります。

- (1) 心地のよい居場所・つながりづくり
- (2) 互助・共助の再構築及び活性化

4. 自殺対策を支える人材の育成の強化 ★重点施策①

早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成します。

- (1) 各種相談にあたる職員の資質の向上
- (2) 様々な分野におけるゲートキーパーの養成
- (3) 教職員に対する研修などの実施

5. 心の健康づくり（メンタルヘルス）の推進 ★重点施策②

過剰にストレスを溜め込まずに適切に対処できるよう、自身の心の不調やストレスへの気づきを促すとともに、ストレスを軽減するための支援や気軽に相談できる窓口や機会の充実を図ります。

- (1) 家庭・地域における心の健康づくりの推進
- (2) 学校における心の健康づくりの推進
- (3) 職場における心の健康づくりの推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスとの連携

精神科医療につなぐ支援を行うための体制を整備し、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律などの関係機関のネットワークが有機的に働く体制を構築します。

- (1) 精神疾患や発達障がい等の早期支援の推進
- (2) 医療、保健、福祉などの関係機関・関係施策との連携の強化

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる取組の推進 ★重点施策②③

様々な理由で「生きづらさ」を抱えた人が社会から孤立せず支援につながるように、身近な地域の相談窓口が相談しやすいものになるよう体制の充実を図り、市民の状況に応じたきめ細かな相談支援を行います。

- (1) 相談窓口の充実と周知
- (2) 各種相談窓口の連携強化及び関係機関のネットワーク構築に基づく相談支援の充実
- (3) 高齢者とその介護者への支援の充実
- (4) 妊産婦・子育て家庭への支援の充実
- (5) 児童・生徒への支援の充実
- (6) ひきこもり状態にある人への支援の充実
- (7) 性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- (8) 生活困窮者への支援の充実
- (9) 性的マイノリティ支援の充実

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止 ★重点施策④

自殺未遂者が必要な医療ケアや相談支援が受けられるよう医療機関、警察、消防との連携を進めるとともに、身近な支援者に対し支援の充実を図ります。

- (1) 自殺未遂者及びその家族などの身近な支援者に対する支援
- (2) 自殺未遂者支援に係る地域連携

9. 遺された人への支援の充実

自死遺族の心理的ケアだけでなく様々な支援ニーズに応じた情報を得ることができる相談窓口や支援に関する情報を提供します。

- (1) 遺された身近な人への心のケア
- (2) 遺族の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進

お問い合わせ先：長岡京市 健康福祉部 社会福祉課

〒617-8501 長岡京市開田 1丁目 1番 1号

TEL (075) 955-9516

FAX (075) 951-7739

